入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び日出町契約事務規則（平成26年４月１日規則第15号）第26条に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和７年５月３０日

日出町長　安部　徹也

１．契約担当課

日出町役場 総務課（日出町選挙管理委員会）
所在地　〒879-1592 速見郡日出町2974番地1
電 話　0977-73-3150
E-Mail　senkan@town.hiji.oita.lg.jp

２．入札に付する事項

（１）業務名　第２７回参議院議員通常選挙期日前投票所選挙事務労働者派遣業務
（２）内　容　入札仕様書のとおり
（３）契約期間　契約日から投開票日前日まで
（４）業務場所　日出町役場町民ホール及び日出町中央公民館ホール
（５）入札方法　１人１時間当たりの単価（交通費等諸費用込みとする）
（６）最低制限価格　なし

３．入札参加条件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

（１） 地方自治法施行令第167 条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
（２） 大分県内に本店を有する者。又は、本入札の参加及び見積り、契約の締結、代金の請求及び領収、復代理人の選任、並びにこれに附帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者であること。
（３） 入札公告日から開札日までの間に、本町から指名停止の措置を受けていないこと。
（４） 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（５） 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
（６） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大

分県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（７）本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、過去２年間に国・地方公共団体等の類似の業務を受託した実績を有する者であること。

（８）仕様書の内容を満たす業務を期限内に確実に遂行し得る者。

（９）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第５条第１項の規定による許可を受けている者であること。

４．入札仕様書の閲覧

仕様書等については日出町公式ホームページに掲載するものとし、貸出しは一切行わない。

５．入札仕様書への質問

（１） 仕様書の内容について質問がある場合は、質問書をＥメールにより提出することとし、提出期間、回答期限は下記のとおりとする。なお、回答については、下記の回答期限までに日出町公式ＨＰに掲載する。ただし、質問なしの場合は掲載しない。

①提出期間 令和７年６月６日(金) １７時まで

②回答期限 令和７年６月９日(月) １７時まで

（２）質問書は、Ｅメールで日出町役場 総務課宛てに提出すること。送付にあたっては、標題を「競争入札に関する質問書（参議院選挙)」とし、送信後は電話にて受信確認を行うこと（休庁日に送信した場合、電話は翌開庁日に行うこと)。なお、ファイルはPDF形式で作成したものとする。Ｅメールについては容量の制限（７ＭＢまで）があるので十分留意すること。

(送付先アドレス: senkan@town.hiji.lg.jp)

６．入札参加の確認書類

（１） この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加す

ることができない。

①提出書類

（ア）競争入札参加資格確認申請書

（イ）競争入札参加資格審査調書

（ウ）国税及び町県民税の滞納がない証明書（発行から３ヵ月以内のもの）

（エ）労働者派遣事業許可証の写し（有効期限内のもの）

（オ）委任状（本件に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合は提出すること）

②提出期限　令和７年６月６日（金）１７時まで

（２）　申請書等は、以下のオンラインフォームから提出すること。なお、提出データはいずれも PDF 形式にて提出すること（提出書類の（ウ）～（オ）はスキャンし PDF ファイルにすること。(エ) についてはスキャンが困難であれば写真（但し提出時に PDF ファイルにすること）でも可)。

（ 提出フォームの URL: https://logoform.jp/f/kqw9h ）

（３）　競争入札参加資格の審査結果については、Ｅメールで通知する。

通知期限　令和７年６月１０日（火）１７時まで

７．入札及び開札

（１）開札の日時及び場所

日　時　令和７年６月１３日（金）１３時３０分から

場　所　日出町役場３３１会議室（新館３階）

（２）入札説明会

実施しない

（３）落札者の決定の方法

有効な入札で、日出町契約事務規則第 28 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

（４）その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

８．入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、町長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において３に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。また、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の

入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（１）競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

（２）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（３）同一の入札について２以上の入札者の代理人となった者のした入札

（４）入札金額の訂正に訂正印のない入札

（５）入札金額、住所、氏名、その他入札要件を認定しがたい入札

（６）入札書に係る説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

（７）予定価格を超える金額の入札

（８）申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札

（９）その他入札に関する条件に違反した入札

９．その他

（１）この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号)、日出町契約事務規則（平成 26 年４月１日規則第 15 号)、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

（２）競争入札参加資格を有する入札参加者が１者であっても開札を行い、落札者を決定する。ただし、契約担当者の判断により開札の中止又は延期をすることがある。

（３）入札保証金は、日出町契約事務規則第 27 条第３項第２号により、これを免除とする。

（４）契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、３の入札参加条件の要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（５）落札者は、落札の通知を受けた日を含め開庁７日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

（６）開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の５を違約金として徴収する。

（７）提出された書類は返却しない。

（８）入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。

（９）入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(10) 入札書及び契約の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

10．問合せ先

日出町役場 総務課（日出町選挙管理委員会） 電話：0977-73-3150